

医療保険 だより



国民健康保険の手続きをお忘れなく

4月は新生活を始める人が多い季節です。これまでと生活状況が変化して、国民健康保険（国保）の手続きが必要なものもいます。対象になる人は速やかに手続きを行ってください。

離職し職場の 健康保険をやめたら

健康保険などをやめたときには、14日以内に国保への加入の届け出が必要です。

- 手続きに必要なもの
- ・職場で交付された資格喪失証明書など、健康保険をやめた日が分かる証明
- ・印鑑

後期高齢者医療への 加入の手続き

年齢到達による後期高齢者医療への加入手続きは、不要です。75歳の誕生日から被保険者となりますので、それまでに被保険者証を郵送します。

65歳以上で一定以上の障害がある人は、障害認定の申請により後期高齢者医療へ加入することができます。

職場の健康保険に 加入したら

健康保険などに加入した場合、14日以内に国保をやめる手続きが必要です。

- 手続きに必要なもの
- ・新しくできた被保険者証
- ・これまでの国保の被保険者証
- ・印鑑

※須崎市ホームページ（国民健康保険↓加入の手続きと脱退）から、申請書をダウンロードして郵送で申請することもできます。

市外転出した 学生について

須崎市の国保の被保険者が大学や専門学校などに通うために市外へ転出した場合（勤労学生などは除く）は、「国民健康保険修学中被保険者該当届」を出してください。届け出がないと、須崎市の国保資格がなくなりますのでご注意ください。

- 手続きに必要なもの
- ・国保の被保険者証
- ・在学証明など学生であることが確認できるもの
- ・印鑑

ほかの健康保険へ
切り替え手続き中の
受診は

職場の健康保険などの被保険者証は加入日より遅く交付されることがあります。国保の資格は職場の保険の加入日翌日で喪失しますので、国保の被保険者証は使用しないでください。職場の被保険者証が交付される前に受診するときは、医療機関の窓口で保険の切り替え手続き中であることを申し出てください。

- 別世帯の人が、代理で手続きをする場合は、運転免許証など、官公庁発行の写真付き身分証明書が必要です。
- 届け出が遅れると、保険料をさかのぼって支払わなければならないばかりか、被保険者証がないため、その間の医療費が自己負担となりますので、ご注意ください。

新しい被保険者証は
お届きになりましたか

国保の被保険者証は4月1日付けで更新し、1人につき1枚の被保険者証を交付しました。

平成26年度の被保険者証の色は、一般被保険者は紫色、退職被保険者は緑色です。また65歳以上の人は全員一般被保険者となっています。

新しい被保険者証は、3月中に各世帯に郵送しました。まだ届いていない場合には、市民課保険医療係までご連絡ください。

被保険者証の再交付

国保の被保険者証をなくしたり、汚れて使用できなくなったりしたときは、申請により再交付を受けることができます。再交付する被保険者証は、本人または同じ世帯の人が、届け出することで、その場でお渡しします。

すべての手続きは、市民課保険医療係で行えます。

市民課 保険医療係

042・1191